認証の詳細

<乳幼児用揺動シート>

- 目 次 -

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1 :製造設備基準

表 2 : 検査設備基準

表3:型式区分(ロット認証と共通)

表 4 : 型式確認申請手数料

表5:型式確認試験の委託検査機関

表6:型式確認試験の有効期限

表7 : 工場登録・型式確認の SG マーク表示方法

表8:工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

表9 : SG マーク被害者救済制度の有効期限(ロット認証と共通)

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表10:ロット認証の委託検査機関

表11:ロット認証の申請手数料

表12:ロット認証のSGマーク表示方法

1. 工場登録・型式確認による SG マーク表示の場合

表 1:製造設備基準

登録工場になるために必要な製造設備は以下のとおりです。

豆球工物になるために必要な表足設備は以	
製造設備	技術上の基準
1. 切断加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	1. 適切に切断加工ができること。
2. 曲げ加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	2. 適切に曲げ加工ができること。
3. 穴あけ加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	3. 適切に穴あけ加工ができること。
4. プレス加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	4. 適切にプレス加工ができること。
5. 合成樹脂成形設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	5. 適切に合成樹脂成形加工ができること。
6. かんな加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	6. 適切にかんな加工ができること。
7. みぞ取り加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	7. 適切にみぞ取り加工ができること。
8. 塗装設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	8.適切に塗装ができること。
9. 防錆処理設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	9.適切に防錆処理ができること。
10. 裁断加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	10. 適切に裁断ができること。
11. 縫製加工設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	11. 適切に縫製ができること。
12. 組み立て設備 (当該製造工程を要する場合に限る)	12. 適切に組み立てができる作業工具等の設備を備えていること。

ただし、切断加工設備、曲げ加工設備、穴あけ加工設備、プレス加工設備、合成樹脂成型設備、かんな加工設備、参装設備、防錆処理設備、裁断加工設備、 縫製加工設備で製造される部品の製造設備を有し、当該部品を適切に加工すると一般財団法人製品安全協会が認める者は、当該設備を備えることを要しない。

また、該当する製造設備を要しない 製品のみを製造する場合は、その製 造設備を備えることを要しない。

表 2:検査設備基準

登録工場になるために必要な検査設備は以下のとおりです。

検査設備	技術上の基準
1. 寸法測定設備	1. 乳幼児用揺動シートの SG 基準の表 1 の 1. 外観、構造及び寸法に規定する検査設備として以下を備えていること。 ・すき間ゲージ又はノギス (SG 基準 1. (4) 関係) ・鋼製直尺及び鋼製巻尺 測定精度 1mm 以上で 500mm まで測定できるもの又はこれと同等以上のもの。(SG 基準 1. (5) 及び(7) 関係) ・角度測定用あて板 乳幼児用揺動シートの検査マニュアル(1. (6))に示されるもの。 ・乳児ダミー 乳幼児用揺動シートの検査マニュアル(1. (6))に示されるもの。 ・角度の計測器具(SG 基準 1. (6) 関係) ・ネット寸法試験設備 20N の荷重を加えることができるプッシュプルゲージ、又はこれと同等以上の性能を有するものであって、先端が半円球の直径 6mm の丸棒を備えていること。(SG 基準 1. (8) 関係) (ただし、シート部分等にネットを使用している製品に限る)
2. 安定性試験設備	 2、乳幼児用揺動シートの SG 基準の表 1 の 2. 安定性に規定する検査設備として以下を備えていること。 ・傾斜板板上に高さ 12mm以下の滑り止め用桟木を備えた傾斜板。 ・角度の計測器具・重すい乳幼児用揺動シートの検査マニュアル(2.②)に示される回転防止用突起のついた質量 9kg 及び 15kg の重すい。
3. 強度試験設備	3、乳幼児用揺動シートの SG 基準の表 1 の 3. 強度に 規定する検査設備として以下を備えていること。 ・あて板 (厚さ 10mm・縦 100mm・横 150mm) のもの

(厚さ 10mm・直径 200mm) のもの (直径 200mm で質量 1.5kg 以下) のもの

- · 直径 25mm の丸棒(SG 基準 3.(4)関係)
- ・荷重負荷器具 100N~300Nの荷重を加えることのできるプッシュ プルゲージ等。(SG 基準 3. (1)、(4) 及び(5) 関係)
- ・重すい直径 200mm で質量 20kg、30kg 及び 35kg のもの。(SG 基準 3. (2) 関係)
- 角度の計測器具(SG基準3.(5)関係)
- 4. 動的強度試験設備
- 4. 乳幼児用揺動シートの SG 基準の 3. (3) 動的強度試験に規定する検査を行える設備を備えていること。
- 5. 耐久性試験設備
- 5. 乳幼児用揺動シートの SG 基準の 4. (1) 揺動機構の繰り返し試験に規定する検査を行える設備を備えていること。
 - 重すい円筒形で高さ300mmの質量9kg及び12kgのもの。
- 6. 毒性分析試験設備
- 6. 乳幼児用揺動シートの SG 基準の 5. (2) に規定する 検査を行える試験器具を備えていること。
- 7. 繊維材料のホルムアルデヒド 検査設備
- 7. 乳幼児用揺動シートの SG 基準の 5. (3) に規定する 検査を行える試験器具を備えていること。
- 8. 含水率測定設備 (フレーム部分等に木製の材質 を使用している製品に限る)
- 8. 電気的含水率計又はこれと同等のもの。(SG 基準 5.(4)関係)

ただし、動的強度試験設備、耐久性試験設備、毒性分析試験設備及びホルムアルデヒド検査設備については、当該試験を有し、当該試験を通切に行いうると一般財団法人製品安全協会が認める者に定期的に当該試験を行わせている者は、当該試験設備を備えることを要しない。

表3:型式区分(ロット認証と共通)

SGマーク表示を分類する製品区分は以下のとおりです。

要素	区分
形式	(1) ロッキング形のもの
	(2) バウンシング形のもの
	(3) その他のもの
基本フレームの主材料	(1) 金属製のもの
	(2) その他のもの
リクライニング機能	(1) あるもの
	(2) ないもの

表 4:型式確認申請手数料

登録工場が型式確認申請をする際に必要な金額(費用)は以下のとおりです。

申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	・申請手数料	三菱 UFJ 銀行
	11,000円/型式(税抜10,000円/型式)	東京公務部支店
	※外国からの送金時は税抜の手数料です。	普通口座 300447
		口座名 一般財団法人
	・材料試験(食品衛生法 370 号)・(ホルムア	製品安全協会
	ルデヒド試験)に関する費用は含まれてお	MUFJ Bank, Ltd.
	りません。	Tokyo-Komubu Branch
	申請時に第三者検査機関の成績書等を添付	Ordinary Account
	ください。	300447
		Consumer Product
		Safety Association
		(Swift Address)
		BOTKJPJT BOTKJPJT
委託検査機関	◆ 一般財団法人ボーケン品質評価機構	委託検査機関が案内する
	・ロッキング形	方法によりお支払いくだ
	リクライニング機能がないもの	さい。
	49, 720 円 (税抜 45, 200 円)	
	リクライニング機能があるもの	
	60, 720 円 (税抜 55, 200 円)	
	バウンシング形	
	59, 620 円 (税抜 54, 200 円)	
	・シートにネットやメッシュを使用している	
	場合は別途加算があります。	
	660円(税抜 600円)	

- 付属品としておもちゃバー等がある場合は 別途加算があります。 6,600円(税抜6,000円) ・フレーム等に木材を使用している場合は別 途加算があります。 2,200円(税抜2,000円) ◆一般財団法人日本文化用品安全試験所 ロッキング形 リクライニング機能がないもの 40.700 円 (税抜 37.000 円) リクライニング機能があるもの 51,700 円 (税抜 47,000 円) バウンシング形 55,000 円 (税抜 50,000 円) ・付属品としておもちゃバー等がある場合は 別途加算があります。
- ・手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。

途加算があります。 1,100円(税抜1,000円)

5.500円(税抜5.000円)

・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。 また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用 を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

表5:型式確認試験の委託検査機関

登録工場が型式確認申請をする際に必要なサンプル数と送付先は以下のとおりです。

・フレーム等に木材を使用している場合は別

	送付先	試験試料の数
型式確認試験の	◆一般財団法人ボーケン品質評価機構	1個/型式
申込先	<生活用品試験センター>	
	〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24	試料を送付する
	TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126	際は、メモ添付
	◆一般財団法人日本文化用品安全試験所	等分かるように
	<大阪事業所>	してください。
	〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14	
	TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221	

表6:型式確認試験の有効期限

型式確認申請が合格し認証した際の有効期間は以下のとおりです。

適合日より3年間

表7:工場登録・型式確認の SG マーク表示方法 型式確認で合格認証後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

	後に船内する30ペーク(30クベル)は以下のとおうとす。
表示方式	表示方法
協会支給ラベル	図1に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。
方式	台紙の寸法は 17mm×17mm です。
	交付単位は 50 枚です。
	表示を行うためには、オンライン申請システムからログイン後「SGマーク表示数量申請」を行い、表8に示す手数料額を振り込んでください。 申請記載事項及び手数料の入金を確認後、登録工場又は申請者が指定する場所にSGラベルを送付します。

表8:工場登録・型式確認のSGマーク表示手数料

SGマーク(SGラベル)の代金(費用)は以下のとおりです。

<u> </u>		
申請窓口	手数料	振込先
製品安全協会	27.5円/個(税抜25円/個)	三菱 UFJ 銀行
	※1 SG ラベルの送付先が外国の場合には別	東京公務部支店
	途送料が必要です。	普通口座 300447
	※2 外国からの送金の場合は税抜の手数料で	口座名 一般財団法人
	す。	製品安全協会
		MUFJ Bank, Ltd.
		Tokyo-Komubu Branch
		Ordinary Account
		300447
		Consumer Product
		Safety Association
		(Swift Address)
		BOTKJPJT

表9:SGマーク被害者救済制度の有効期限

SGマーク被害者救済制度の有効期限は以下のとおりです。

購入日より3年間

2. ロット認証による SG マーク表示の場合

表10:ロット認証の委託検査機関

ロット認証申請をする際の対象検査機関は以下のとおりです。

申請窓口

◆一般財団法人ボーケン品質評価機構

<生活用品試験センター>

〒552-0021 大阪府大阪市港区築港 1-6-24

TEL 06-6577-0124 FAX 06-6577-0126

<東京事業所>

〒135-0001 東京都江東区毛利 1-12-1

TEL 03-5669-1382 FAX03-5669-1381

<名古屋営業所>

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 1-25-15

TEL 052-231-0861 FAX 052-231-6006

<岡山生活用品試験センター>

〒700-0936 岡山県岡山市北区冨田 422-1

TEL 086-231-2700 FAX 086-231-0050

同等性検査を次の機関で受検することも可能です。詳細は上記までお問い 合わせください。なお、要する費用は国内の場合と同額です。

- 上海愛麗服装検験修理有限公司(中国)
- 常州市波肯紡織検測有限公司(中国)
- · 青島紡検験有限公司(中国)
- ·SGS 香港株式会社(中国)
- · SGS Taiwan Limited (台湾)
- SGS CSTC Standards Technical Services Co, Ltd. Guangzhou Branch (中国)
- SGS CSTC Standards Technical Services Co, Ltd. Hangzhou Branch (中国)
- ・財団法人 FITI 試験研究院(韓国)
- ・PT. SGS INDOONESIA (インドネシア)
- ・SGS Vietnam Ltd. (ベトナム)
- ・SGS Thailand Ltd. (タイ)

◆一般財団法人日本文化用品安全試験所

<大阪事業所>

〒578-0921 大阪府東大阪市水走 3-6-14

TEL 072-968-2226 FAX 072-968-2221

<東京事業所>

〒130-8611 東京都墨田区東駒形 4-22-4

TEL 03-3829-2515 FAX 03-3829-2549

表11:ロット認証申請手数料

ロット認証申請をする際に必要な金額(費用)は以下のとおりです。

ロット認証は同一の検査機関で、基準適合性検査と同等性検査を行ってください。

窓口	の検査機関で、基準過点性検査と同等性検査を11つでで 手数料	振込先
一般財団法人	(1) 基準適合性検査(検査試料の数は表5と同じ)	委託検査機関が
ボーケン品質評	・ロッキング形	案内する方法に
一個機構	リクライニング機能がないもの	よりお支払い願
	49,720 円 (税抜 45,200 円)	います。
	リクライニング機能があるもの	
	60,720 円 (税抜 55,200 円)	
	・バウンシング形	
	59,620 円 (税抜 54,200 円)	
	 ・シートにネットやメッシュを使用している場合は別途加算があります。660円(税抜600円) ・付属品としておもちゃバー等がある場合は別途加算があります。6,600円(税抜6,000円) ・フレーム等に木材を使用している場合は別途加算があります。2,200円(税抜2,000円) 	
	・材料試験(食品衛生法370号)・(ホルムアルデヒド 試験)に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付くださ い。	
	※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合もあります。	
	(2) 同等性検査 (①+②+③) ① 27.5円/個 (税抜 25円/個) ② ロットの大きさ毎の額 ロット数 検査料	
	160 以下 14,300 円 (税抜 13,000 円)	
	161~650 19,800 円 (税抜 18,000 円)	
	651~1,600 25,300 円 (税抜 23,000 円)	
	③ 同等性検査に要する旅費(委託検査機関の規程に	
	基づく額)	

一般財団法人日 本文化用品安全 試験所

- (1) 基準適合性検査(検査試料の数は表5と同じ)
- ロッキング形 リクライニング機能がないもの 40,700円 (税抜37,000円) リクライニング機能があるもの 51,700円 (税抜47,000円)
 - ・バウンシング形 55,000円 (税抜50,000円)
- ・付属品としておもちゃバー等がある場合は別途加算 があります。5,500円(税抜5,000円)
- ・フレーム等に木材を使用している場合は別途加算が あります。1,100円(税抜1,000円)
- ・材料試験(食品衛生法370号)・(ホルムアルデヒド 試験)に関する費用は含まれておりません。 申請時に第三者検査機関の成績書等を添付くださ い。
- ※基準適合性検査を受けた後、最大6か月は基準適合 性検査を免除し、同等性確認検査のみで可能な場合 もあります。
- (2) 同等性検査(①+②+③)
- ① 27.5円/個(税抜 25円/個)
- ② ロットの大きさ毎の額

ロット数検査料

160 以下 11,000 円 (税抜 10,000 円)

161~650 14,300 円 (税抜 13,000 円)

651~1,600 19,800 円 (税抜 18,000 円)

③ 同等性検査に要する旅費(委託検査機関の規程に 基づく額)

- 手数料は本文書作成時点の参考価格を示しています。
- ・委託検査機関が複数ある場合は機関によって金額・納期等が異なることがあります。 また、検査試料の大きさや個数によっては、検査試料の廃棄費用又は申請者への返送費用 を別途請求する場合があります。詳細は委託検査機関にお尋ねください。

委託検査機関が 案内する方法に よりお支払い願 います。

表12:ロット認証のSGマーク表示方法

ロット認証方式で合格認証した後に貼付する SG マーク (SG ラベル) は以下のとおりです。

表示方式	表示方法	
協会支給ラベル	図1に示す協会支給ラベルを製品本体の見やすい位置に貼付します。	
方式	台紙の寸法は 17mm×17mm です。	
	対人賠債責任保険付 第入日より3年間 数品安全協会	
	図 1 協会支給 SG ラベル	
	協会支給ラベルは、同等性検査合格時に委託検査機関から渡します。 申請者は SG ラベルをロット認証の申請ロットに含まれる製品に貼付 してください。	

【作成・改正履歴】

2025/1/1:料金変更